

平成25年度

第21回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成26年1月28日 (火)
開会11時15分 閉会12時22分

場 所 教育委員室

平成 2 5 年度
第 2 1 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第 1 号議案 大分県指定文化財の指定について

(2) 協 議

①平成 2 6 年度大分県教科用図書選定審議会委員の選定について

②大分県スポーツ推進審議会委員の選考について

③採用選考について

(3) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	委員長	松 田 順 子
	委員長職務代理者	林 浩 昭
	委員	波多野 順 代
	委員	麻 生 益 直
	委員	岩 崎 哲 朗
	教育長	野 中 信 孝

欠席委員なし

事務局	教育次長	河 野 盛 次
	教育次長	宮 脇 和 仁
	教育次長	別 木 達 彦
	教育改革・企画課長	佐 野 壽 則
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	教育財務企画監	牧 敏 弘
	福利課長	大 石 尚 志
	義務教育課長	後 藤 榮 一
	生徒指導推進室長	江 藤 義 亨
	特別支援教育課主幹（総括）	吉 野 加代子
	高校教育課参事（総括）	林 淳
	社会教育課長	法 雲 昭太郎
	人権・同和教育課長	小 池 英 一
	文化課長	佐 藤 智 通
	体育保健課長	蓑 田 智 裕
	教育改革・企画課主幹	勝 尾 美 之
教育改革・企画課主査	釘 宮 隆 之	

2 傍聴人

5 名

開会・点呼

(松田委員長)

本日はビデオカメラ等ありません。よろしくお願いします。

それでは、委員の出席確認をいたします。

本日は、全委員が出席です。

ただいまから、平成25年度 第21回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(松田委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、林職務代理者をお願いしたいと思います。

会期の決定

(松田委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。

会議の終了は12時15分を予定しています。

よろしくお願いします。

議 事

(松田委員長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

協議の①及び②、③は人事に関する案件でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは協議の①及び②、③の3件は、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い次に、非公開による議事を行います。

【議 案】

第1号議案 大分県指定文化財の指定について

(松田委員長)

それでは、第1号議案「大分県指定文化財の指定について」提案を求めます。

(野中教育長)

1ページをご覧ください。

第1号議案「文化財の指定について」ご提案をいたします。

大分県指定有形文化財及び大分県指定史跡を指定することについて、「大分県文化財保護条例 第4条第1項及び第35条第1項」の規定により、教育委員会において議決を求めることとなっております。

表の中にございます「宇佐宮御祓会絵図」を始め7件の文化財につきまして、3ページの提案理由をご覧ください。大分県文化財保護審議会からの答申に基づき、大分県の指定有形文化財及び指定史跡に指定したいので、提案するものでございます。

内容につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

(佐藤文化課長)

指定候補文化財である「宇佐宮御祓会絵図」をはじめ7件の文化財の概要について説明申し上げます。

4ページをお開きください。県指定にふさわしいとの答申を保護審議会委員に頂きました7つの文化財の概要を申し上げます。

1の宇佐神宮が所蔵している御祓会絵図は、夏越大祭における行列419人の様子などを、16mもの巻紙に精緻かつ豊かな表現力で描いたものであり、18世紀中ごろの製作と考えられ、大宮司の到津公著が、序文を記しています。

祭礼を復興し勅使を迎えるために、宇佐八幡宮の総力を挙げて作成し

た、大宮司の意気込みを感じる作品であります。また、御祓会を描いた唯一のものであり保存状態も良好であります。

なお、資料の絵図は、祭礼行列を、祓場近くで迎える様子であります。

2は、国東市の曹洞宗泉福寺に伝わる香炉台です。国指定の重要文化財である開山堂の所用品として製作された鉄製铸造品で、西洋の鐘のような形状です。胴体部にある銘文から、1506年に製作され、鉄製品としては、県内最古で貴重なものであります。

なお、指定については、錆止めの処置を行う必要があるとの指摘も受けています。

3の木造無著妙融坐像は、2で説明しました、泉福寺の開山である無著和尚の桧材寄木造りの坐像です。

瘦身の体に、遠くを見据える表情には修行僧の厳しさが見られ、無著を良く表していると想像されます。

開山堂に安置されており、創建時期の14世紀末から15世紀初頭に製作された、無著の唯一の肖像彫刻であります。

禅宗の高僧彫刻像は数が少ないことから、文化財価値は極めて高いと評価されました。

4は、豊後高田市にある円福寺の木造大心国師坐像、この像は、県指定の文化財であります。この頭部に納められた経典、願文など胎内納入品10点を追加指定するものです。

平成24年の解体修理の際に、鎌倉時代、室町時代、江戸時代の3期に分けて納入されたことが明らかになりました。

高僧の彫刻像に、水晶製の五輪塔をはじめ、これほど多くの納入品が納められた例はなく、各時代の修理、納入品の経緯などがわかる点において重要なものであります。

5ページをお開きください。

5の玖珠町の岩室にある宝篋印塔は、1374年に造立され、塔の中心部分である塔身、この部分に、三如来一観音がインド古代文字で記されています。この上部に相輪がある形状から、国東半島の影響を受けていると考えられます。

宝篋印塔として、すべての部材が完備されており、年号の明らかなものとしては、県指定で7番目の古さとなり、地域を調査する際のひとつの基準となる重要な文化財であります。

6は、先哲史料館で所蔵している臼杵藩主の稲葉家に伝来した古文書344点です。

一つには、稲葉家の由緒をたどり、家譜を編纂するため全国を調査し、封書を実物と寸分違わず複製するなど高度で丹念な複写技術を知ることができます。

二つ目は、豊臣秀吉からの知行目録など稲葉家の草創期の文書類、三つ目は、江戸時代の大名の交友関係を知る重要な史料群など、極めて歴

史的価値の高いものです。

7の中津城跡は、大河ドラマで注目の黒田官兵衛孝高が、1588年に築城し、官兵衛の藩主時代の建物跡を示す礎石建物や、九州で最古の石垣が、穴太積みの技法などで残っており、県指定としてふさわしいとの評価をいただいています。

以上につきまして、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

泉福寺伝香炉台について、鉄製鋳造品として価値があるということですが、地元国東の鉄を使って製作をしたのですか。

(佐藤文化課長)

どの地域の鉄を使用したかという記録はありませんが、同時期に、国東の文殊仙寺や宇佐の大楽寺にある鉄製の梵鐘などの鋳造品が、豊後高田の鋳物師によって製作されておりますので、製作地については、豊後高田ではないかと考えられます。

(松田委員長)

他に意見はございませんか。

他に意見がないようですので、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第1号議案については、提案どおり承認します。

(松田委員長)

公開でその他、何かございませんか。

ないようですので、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、今月1月31日をもって波多野委員の8年の任期が満了いたします。今回が最後の教育委員会会議になりますので波多野委員からひとこと御挨拶をいただきたいと思います。

(波多野委員から退任のあいさつ)

ありがとうございました。

では、非公開の議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

2課（教育改革・企画課、義務教育課）在室

【協 議】

①平成26年度大分県教科用図書選定審議会委員の選定について

(松田委員長)

それでは、協議の①「平成26年度大分県教科用図書選定審議会委員の選定について」協議をします。

(説明)

(松田委員長)

ただいま説明がありましたが、質疑・意見等のある方はお願いします。

(質問・意見等)

(松田委員長)

他に何かございませんか。

ないようですので、今回の協議の結果を踏まえて、進めてください。

②大分県スポーツ推進審議会委員の選考について

(松田委員長)

それでは、協議の②「大分県スポーツ推進審議会委員の選考について」協議をします。

(説明)

(松田委員長)

ただいま説明がありましたが、質疑・意見等のある方はお願いします。

(質問・意見等)

(松田委員長)

他に何かございませんか。

ないようですので、今回の協議の結果を踏まえて、進めてください。

③採用選考について

(松田委員長)

それでは、協議の③「採用選考について」協議をします。

(説明)

(松田委員長)

ただいま説明がありましたが、質疑・意見等のある方はお願いします。

(質問・意見等)

(松田委員長)

他に何かはございませんか。

ないようですので、今回の協議を踏まえて、説明のあった方向で選考をお願いします。

それでは、これで平成25年度第21回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成25年度第21回大分県教育委員会会議次第

日時 平成26年1月28日(火)

11:15~12:15

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 文化財の指定について

(2) 協 議

①平成26年度大分県教科用図書選定審議会委員の選定について

②大分県スポーツ推進審議会委員の選考について

③採用選考について

(3) その他

4 閉 会

第一号議案

文化財の指定について

次のように、大分県指定有形文化財及び大分県指定史跡を指定することについて、大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第四条第一項及び第三十五条第一項の規定により、議決を求める。

平成二十六年一月二十八日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

種 別		名 称	員 数	時 代	内 容
有形文化財 (歴史資料)		宇佐宮御祓会絵 図	一点	十八世紀中頃	宇佐宮御祓会（夏越大祭）における行列の様子を精緻かつ豊かな表現力で描いた、宇佐宮の祭祀に関する唯一の絵図 紙本着色（楮紙） 縦 二八・三センチメートル 横 一六八一センチメートル 四十三紙継 宇佐市大字南宇佐二八五九番地 宇佐神宮所有
		泉福寺伝香炉台	一基	永正三年 (一五〇六年)	開山堂の所用品として製作された洋鐘形の裾広がり形状で高台状の受部のある鉄製鑄造品 総高 五五・四センチメートル 縁裾部径 三五・六センチメートル 国東市国東町横手一九一三番地 泉福寺所有
					曹洞宗無著派の開祖であり、泉

種別	(その二)		
	名称	時代	内容
有形文化財 (古文書)	先哲史料館稲葉家文書	三四四 点	室町時代～江戸時代
有形文化財 (建造物)	岩室宝篋印塔	一基	応安七年 (一二三七年)
有形文化財 (彫刻)	木造大応国師坐像及び胎内納入品	一〇点	十四世紀前半～十七世紀末
	木造無著妙融坐像	一躯	十四世紀末～十五世紀初頭
			福寺の開山である無著妙融の坐像。桧材寄木造の彩色像 像高 一〇一・六センチメートル 坐高 六四・八センチメートル 裾幅 七四・〇センチメートル 国東市国東町横手一九一三番地泉福寺所有 木造大応国師坐像(県指定有形文化財・平成六年三月二五日)の像頭部の納入品(追加指定) 豊後高田市玉津四九五番地圓福寺所有 塔の種子に三如来一観音の形式をとる宝篋印塔 総高 二三六センチメートル 玖珠郡玖珠町大字岩室五六番一 個人所有 白杵藩主稲葉家に伝来した古文書類で散逸したものを大分県立先哲史料館が収集した史料群 大分市大字駄原五八七番地の一大分県(大分県立先哲史料館)所有

天正十五年(一五八七年)に豊前六郡を拝領した黒田孝高によって整備が始

史 跡
中津城跡
十六世紀～十 九世紀中頃
まった九州最古の近世城郭。「穴太積 み」の技法を平城に導入した貴重な例 中津市一二七八番一〇、一二七三番 一、一二七三番三、一二七八番一、一 二七九番、一二八〇番一の一部、一二 七八番七、一二七八番八、一二七八番 九、一二七一番三、一二五七番一四 中津神社、中津大神宮、城井神社、財 務省、中津市所有

提案理由

大分県文化財保護審議会からの答申に基づき、大分県指定有形文化財及び大分県指定史跡を指定したいので提案する。

平成25年度 第2回文化財保護審議会における答申結果

No.1

種別	有形文化財 [歴史資料]		有形文化財 [彫刻]	
申請文化財	1 うさぐうおはらいええず 宇佐宮御祓会絵図	2 せんぶくじでんこうろだい 泉福寺伝香炉台	3 もくぞうむちやくみようゆうざぞう 木造無著妙融坐像	4 もくぞうだいおうこくしぎぞうおよびたいないのうにゆうひん 木造大応国師坐像及び胎内納入品 追加指定
所蔵者 所在	宗教法人 宇佐神宮 (代表役員宮司 穴井伸久) 宇佐市大字南宇佐2859番地 	宗教法人曹洞宗 泉福寺 (代表役員 最勝孝道) 国東市国東町横手 1913番地 	宗教法人曹洞宗 泉福寺 (代表役員 最勝孝道) 国東市国東町横手1913番地 	宗教法人 円福寺 (代表役員 廣見宗泰) 豊後高田市玉津495番地 
文化財概要	(祓い場の手前で行列を迎える僧侶たち) 宇佐宮御祓会 (夏越大祭) における行列419名の様子と頓宮・祓場等の建物を16mもの巻紙に精緻かつ豊かな表現力で描いたもの。巻頭に大宮司である到津公著が序文を記している。向唐門が描かれている点と、到津公著の死去年から18世紀中頃の製作と考えられる。	国東市の曹洞宗泉福寺に伝わる香炉台。泉福寺開山の無著和尚の墓塔がある、国指定重要文化財である開山堂の所用品として製作された鉄製鋳造品。長胴で裾広がり西洋の鐘のような形状。	曹洞宗の泉福寺の開山である無著妙融の坐像で、桧材寄木造の彩色像。身に僧衣の上から袈裟を着し、右手に払子を持ち、椅子の上に結跏趺坐する。瘦身の体に、頬骨高く遠くを見据える表情には修行僧の厳しさが見られ、像主無著の人格を良く表している。	県指定有形文化財の木造大応国師坐像の頭部に納められた経典や願文などの10点の資料。既に頭部にあることは確認されていたが、平成24年の解体修理にともない確認された。像の造立や修理にともない、鎌倉時代、室町時代、江戸時代の3期にわけて納入されている。
調査所見及び特記事項	上宮向唐門 (現在の本殿西大門) から当時の祓い場である境内の月瀬川まで続く行列を、絵師としての力量に優れた人物が祭礼の様子を見事に描いており、宇佐八幡宮総力を挙げて作成したもので、祭礼を復興し、勅使を迎えようという意気込みを感じる作品。 寸法：縦28.3cm 横1681cm 43紙継 材質等：紙本着色 (楮紙) 作者名：宇佐大宮司到津公著が序文を記す 宇佐宮御祓会の祭礼の様子を描いた唯一の絵図で、貴重な祭礼図であり、保存状態も良好である。 8cm四方に一人一人の人物を詳細に描き、2mm程度で美しい衣装の文様を描くなど、絵画レベルも高く県指定にふさわしい。	上端に高台状の受部をもうけ、裾部の口縁部下面の三カ所に逆凸型の脚が付く。 法量：総高55.4cm 縁裾部径35.6cm 銘文：妙徳山可中／公用月谷派／侍真堂存置／也／永正三卯月日／大工正次 胴部にある銘文から、永正3年(1506)、泉福寺110世玉室 琢禪師の代に、大工正次が製作したことがわかる。また、紀年銘のある鉄製の鋳造品としては県内最古であるとともに、中世鋳物師の数少ない在銘品の一つ。 以上の点から県指定文化財にふさわしく、素材上の問題として鉄錆の進行がみられるため、指定後に、錆止め等の保存処置を施す必要がある。	開山堂(国指定重要文化財)の無著妙融の墓塔の上に安置されており、目に玉眼を入れ、像全体に黒色の彩色を施す。本像の造立年代は像主無著妙融(1333～1393)の没後間もない頃、開山堂の創建に近い14世紀末から15世紀初頭と考える。 法量：像高101.6cm 坐高64.8cm 裾幅74.0cm 無著妙融の唯一の肖像彫刻であり、また県内では数少ない中世の禅宗の高僧彫刻の遺例でもある本像の文化財・歴史資料としての価値は高く、県有形文化財として指定して後世に伝えていく必要がある。	I期：建武4(1337)年に本像が造立された時 経典2点、願文1点 II期：享徳4(1454)年に修理が行われ時 願文1点、水晶製五輪塔形容器1点 III期：元禄4(1691)年に修理が行われた時 経典1点、円福寺略記1点、修理記録1点 奉納目録1点、奉納品包紙1点 これまで禅宗の高僧彫刻に、これほど多種多様かつ多数の納入品が籠められた例は他にはなく、各時点での像の造立・修理、納入の経緯が知られる点できわめて重要といえる。現在納入品は坐像に戻され納められており、今後、像と一体として保存管理を行うため、追加指定とすべきである。
審議結果	指 定	指 定	指 定	追 加 指 定

平成25年度 第2回文化財保護審議会における答申結果

No.2

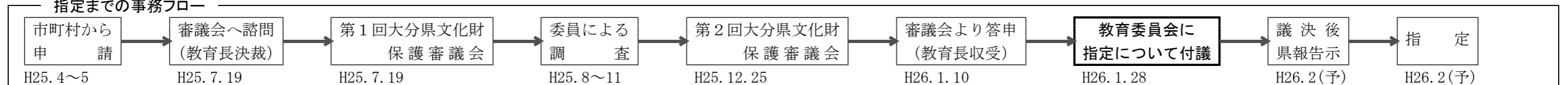
種別	有形文化財 [建造物]	有形文化財 [古文書]	史跡
申請文化財	5 いわむろほうきよういんとう 岩室宝篋印塔	6 せんてつしりようかんいなばけもんじよ 先哲史料館稲葉家文書	7 なかつじょうあと 中津城跡
所蔵者 所在	穴井 清敏 玖珠郡玖珠町大字岩室56番1号 	大分県 (大分県立先哲史料館) 大分市大字駄原587番地の1 	中津神社・中津大神宮・城井神社・財務省・中津市 中津市1278番10 他10筆
文化財概要	応安7年(1374)3月24日に造立された宝塔。3段の基壇の上に塔身・笠・相輪がある。塔身にインド古代文字で三如来一観音(薬師・阿弥陀・釈迦・観音)を記す形式と、相輪の作りから国東半島の製作方法の影響を受けていると考えられる。	臼杵藩主の稲葉家に伝来した古文書類を中心とする344点の史料群。 ①稲葉家の由緒を記す家譜や古文書の写し 38点 ②戦国時代における稲葉家成立期の文書 8点 ③江戸時代の稲葉家の武家交友関係文書 181点などからなる。	天正15年(1587)に豊前6郡を拝領した黒田官兵衛孝高によって整備が始まった城郭。 ①発掘調査(平成13年)により、中世城館の遺構・遺物、黒田時代の礎石建物(方形に配置された礎石をもつ建物跡)などが発見された ②石垣については、本丸南西部分は九州最古の近世城郭となるものであり、他にも古代山城の石垣を転用した西側などがある
調査所見及び特記事項	現在県指定となっている宝篋印塔は12基あり、本塔は、年号の明らかなものとしては、7番目の古さとなる。 宝篋印塔としての部材を完備し、造立紀年銘を有するなど、今後のこの地域を調査する際の一つの基準となり得るものとして、県指定文化財に指定して保存する価値を有するものである。 総高：236cm(後補である最下段部を除く) 銘文：バク、サ、バイ、キリークの種子 応安七年甲寅三月二十四日	①の室町時代から戦国時代の文書は、稲葉家の由緒を辿り家譜を編纂するため、全国で調査を行い、実物と寸分違わず複製したものが多くを占め、高い複写技術を知る上でも重要。 ②は、大名となった初代貞通が、豊臣秀吉から宛てられた濃州内所々知行目録(岐阜県内に領地を与える証明書)など草創期の貴重な文書である。 ③は、歴代当主にあてた将軍や大名の書簡、また稲葉家からの贈物に対する吉良上野介からの注文等、江戸時代の大名の交友関係を知る上で重要な史料群となっている。 いずれも臼杵藩稲葉家の根本文書であり、極めて歴史的価値の高いもので、県指定にふさわしいと考える。	①本丸内での発掘調査の結果、本丸南の堀から金箔瓦(豊臣氏から許された者のみ使用可能)や桐紋瓦(豊臣氏の家紋)など豊臣氏との関係を示す遺物が出土するとともに、複数の建物跡が、良好な状態で確認されている。 ②石垣は築城時の良好な状態が残っており、石を加工せず整然と組み上げる「穴太積み」の技法を「平城」に導入した城としても稀有である。 域内には神社等の多くの施設があるが、現状を調査・確認し、保存管理計画を策定し適切な保護を進める必要がある。今後は、調査を進め、国指定に向けての取り組みが望まれる。以上により、中津城跡は県指定史跡にふさわしいと考える。
審議結果	指 定	指 定	指 定

大分県文化財保護審議会委員

任期：H24. 4. 1～H26. 3. 31

選出分野	氏 名
考古・歴史 (古墳時代以前)	武末 純一 (福岡大学)
考古・歴史 (古代以降)	後藤 宗俊 (元別府大学)
古文書・歴史 (中世)	飯沼 賢司 (別府大学)
古文書・歴史 (近世)	豊田 寛三 (別府大学)
歴史 (対外交渉史)	鳥井 裕美子 (大分大学)
建造物 (社寺建築)	伊東 龍一 (熊本大学)
建造物 (民家・町並)	岸 泰子 (九州大学)
石造文化財	小泊 立矢 (石造美術研究会)
彫刻・工芸 (仏像)	渡辺 文雄 (元別府大学)
美術・工芸 (美術史)	吉住 磨子 (佐賀大学)
美術・工芸 (文化財保存)	篠崎 悠美子 (別府大学)
無形文化財 民俗文化財	白川 琢磨 (福岡大学)
天然記念物 (動物)	土肥 昭夫 (元長崎大学)
天然記念物 (植物)	小田 毅 (別府大学)
天然記念物 (地質)	千田 昇 (元大分大学)
学識経験者 (観光振興)	桑野 泉
学識経験者 (広報)	高橋 陽子

指定までの事務フロー



○大分県文化財保護条例

昭和三十年四月一日
大分県条例第十二号

大分県文化財保護条例をここに公布する。

大分県文化財保護条例

大分県文化財保護条例(昭和二十六年大分県条例第五十九号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 県指定有形文化財(第四条—第二十三条)
- 第三章 県指定無形文化財(第二十四条—第二十九条)
- 第四章 県指定民俗文化財(第三十条—第三十四条の四)
- 第五章 県指定史跡名勝天然記念物(第三十五条—第四十条)
- 第五章の二 県選定保存技術(第四十条の二—第四十条の六)
- 第六章 罰則(第四十一条—第四十三条)
- 第七章 補則(第四十四条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で大分県(以下「県」という。)の区域内に存するもののうち県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(昭五〇条例四三・平一七条例三一・一部改正)

(定義)

第二条 この条例で「文化財」とは、法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

(昭五〇条例四三・一部改正)

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第三条 大分県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たつては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(昭五〇条例四三・一部改正)

第二章 県指定有形文化財

(昭五〇条例四三・改称)

(指定)

第四条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとって重要なものを大分県指定有形文化財(以下「県指定有形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第一項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、大分県文化財保護審議会(以下「県文化財保護審議会」という。)に諮問しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、その旨を県報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 5 第一項の規定による指定は、前項の規定による県報の告示があつた日からその効力を生ずる。
- 6 第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(昭五〇条例四三・全改)

(解除)

第五条 県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。
- 3 県指定有形文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第二項で準用する前条第四項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、県指定有形文化財の

(解除)

第三十一条 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊な事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第五条第二項及び第五項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除には、第二十五条第三項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を県報に告示してする。
- 5 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財について法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があつたときは、当該県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。
- 6 前項の場合の県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第五条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 7 第五項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を県報で告示しなければならない。

(昭五〇条例四三・全改、平一七条例三一・一部改正)

(県指定有形民俗文化財の保護)

第三十二条 県指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(昭五〇条例四三・全改)

(県指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第三十三条 第六条から第十七条まで及び第二十条から第二十三条までの規定は、県指定有形民俗文化財について準用する。

(昭五〇条例四三・全改)

(県指定無形民俗文化財の保存)

第三十四条 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十四条第二項及び第十五条の規定を準用する。

(昭五〇条例四三・全改)

(県指定無形民俗文化財の記録の公開)

第三十四条の二 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の規定による公開には、第二十八条第三項及び第四項の規定を準用する。

(昭五〇条例四三・全改)

(県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第三十四条の三 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(昭五〇条例四三・全改)

(県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第三十四条の四 教育委員会は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定による選択には、第二十四条第三項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定により補助金を交付する場合は、第十四条第二項及び第十五条の規定を準用する。

(昭五〇条例四三・全改)

第五章 県指定史跡名勝天然記念物

(昭五〇条例四三・改称)

(指定)

第三十五条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物(法第九十九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを大分県指定史跡、大分県指定名勝又は大分県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。